

令和6年（2024年）4月23日

法務省大臣官房司法法制部 御中

日本司法書士会連合会
会長 小 澤 吉 徳

「民事判決情報データベース化検討会報告書（素案）」に関する意見

当連合会は、標記について、次のとおり意見を申し述べる。

第5 基幹データベースを整備するための制度の在り方

1 情報管理機関による民事裁判情報の取得の在り方

（1）取得する民事裁判情報の範囲

＜意見の要旨＞

賛成する。

＜理由＞

データベースに収録する判決について、欠席判決については、（3）アに記載の「理由の詳細が示されないものや、定型的なもの、電子裁判書の作成に代えて調書に記録されるもの」と同様であるといえ、争点に対する判断がされた判決とは利活用の性質が全く異なることになると考えられる。これらの判決情報が情報管理機関に提供される際には、欠席判決である旨など必要な情報をメタデータとして付す必要があると考えられる。

（2）訴訟関係者の権利利益に格別の配慮を要すると思われる事案について

＜意見の要旨＞

賛成する。

＜理由＞

秘匿措置の決定がされた判決については、秘匿対象者の住所、氏名等が記載されないため、情報管理機関が取得すること自体に問題はないものとする。

また、秘匿措置の決定がされた判決に限らず、判決に対して後日、閲覧等制限決定がされた事件については、報告書（素案）に記載のとおり、判決言渡しや決定の告知が行われた後、情報管理機関が民事裁判情報を取得するまでの間に一定の期間を設けるなどの運用を行うことで、当事者が社会生活を営むのに著しい支障を生じるおそれや営業秘密の漏えいのリスクを払拭していく必要がある。

（3）決定及び命令について

＜意見の要旨＞

賛成する。

＜理由＞

裁判所及び情報管理機関の負担等を考慮し、当面、必要性の高い決定及び命令から情報管理機関が取得するという方向性について、現状、やむを得ない。今後、大量情報を画一的にデータ処理することを早期に実現することを望む。

報告書（素案）に記載のとおり、必要性の高いものを選択するという作業は、選別する手間という別の負担が生じるおそれがあるからである。

2 適切な仮名処理の在り方

（１）第一次的な処理の基準において仮名処理の対象とすべき情報等

＜意見の要旨＞

賛成する。

＜理由＞

情報管理機関が記載のと通りの情報について仮名化することに賛成する。

（２）検討の視点について

アについて

＜意見の要旨＞

賛成する。

＜理由＞

訴訟記録は原則として誰もが閲覧可能であるが、インターネットでの公開はされておらず、訴訟記録を閲覧するためには管轄裁判所を訪問する必要があることから、裁判所へのアクセスや訴訟記録たる判決書の内容の公開方法には物理的な制限が存在していた。データベース化に伴い、広く国民が容易に判決情報の内容を閲覧可能となるため、訴訟関係者のプライバシー保護の観点から、情報管理機関が一定の情報に仮名処理を施すべきである。

イについて

＜意見の要旨＞

現行の判例データベース事業者等による仮名処理基準と異なる仮名処理基準を設けることに賛成する。また、仮名処理基準については運用開始後も柔軟に変更できる体制を構築すべきである。

＜理由＞

情報管理機関による画一的な仮名処理では、他の情報との組み合わせによる個人の特定を防ぐのは困難である。一方で、過度な仮名処理は裁判内容の理解や法的分析に影響を及ぼし、情報の有用性を損なうおそれがある。仮名処理の基準は、研究への利用や国民への判決内容の公開といった利用者の目的に応じて異なるべきであるが、情報管理機関が利用目的に応じた異なる仮名処理を行うのは困難であるため、情報管理機関と利用者間の提供契約において、利用種別ごとに訴訟関係者のプライバシー情報を不当に公開しないよう規制する取り決めが適切であると考ええる。また、仮名処理基準については、運用開始時に十全なものを作ることは困難であり、必要十分とされる仮名処理基準もその時の社会情勢で変わるものであるため、柔軟に見直す体制を構築すべきである。

（３）特定の個人を識別することができる情報等（前記（１）の情報）について

<意見の要旨>

賛成する。

<理由>

弁護士や司法書士、裁判官などの専門家の氏名は公開することに異議はない。公的機関の代表者については、その氏名に限っては公開の対象としてよいが、公的機関の代表者であることが裁判書の記載から明らかでない場合は、一律に仮名化することも考えられる。芸能人や著名人の氏名については、その氏名が一般的に公に知られ、公的な注目を浴びることを前提に、その名前自体が商品やブランドの一部として認識されている。そのため、仮名化の対象外とすることが考えられるが、個別の判断が必要であり、一律的な判断は困難と思われる。

一方で、芸能人や著名人の氏名については、純粋な個人の氏名とは異なり、仮名化の対象外とすべき場合もあることから、仮名化の対象外とすべき場合について、今後の検討が必要である。

（４）他の情報と組み合わせることにより個人を識別することができる情報について

<意見の要旨>

各ケースで個人の特定によるリスクが異なることを考慮して、運用の開始時点においては、事後的な措置について広く仮名処理を行えるように対処すべきである。

<理由>

他の情報と組み合わせることにより個人を識別することができる情報については、事後的な対応を行う仕組みの中で対処するほか、情報管理機関と利用者との間の提供契約における規律において対処すべきである。情報の組み合わせによる個人の特定を完全に防ぐことは不可能であるし、特定された場合のリスクについても個々人によって異なる。特に、犯罪歴や個人の政治的信条、宗教的信念、人種情報等、要配慮個人情報に含まれる重要なプライバシー情報が記載されている場合など、個人が特定されないように配慮が必要であろう。

一方で、情報管理機関において、情報の組み合わせにより個人が特定される可能性とリスクの予測は難しいため、運用の開始時点においては事後的な措置として柔軟に仮名処理を行うべきである。また、裁判所に対して判決書の閲覧等制限の申立てを行うことも考えられるが、申立時期によっては救済が困難となることや、申立人に費用負担が発生することから、閲覧等制限の申立てによる救済のみでは十分ではないと考える。

（５）法人の名称等について

<意見の要旨>

法人の名称について、仮名化処理の対象外とすることについて賛成する。ただし、事後的な救済措置において仮名処理を行うことができる場合を設けるべきである。

<理由>

法人の名称や所在地について、プライバシーを観念できないことに異論はない。一方で、実際には法人の名称等が公開されることについて、レピュテーションリスクや商業登記簿等

を通じた役員個人の住所・氏名の特定リスクが存在する。レピュテーションリスクについては、判例データベースが公開され浸透した後、国民の裁判制度についての理解が深まることで、法人が適切な対応を行えば、軽減される可能性がある。また、商業登記簿等を通じた役員個人の住所・氏名の特定リスクは、商業登記制度の在り方の問題でもある。現在、商業登記規則等の改正の検討がなされており、一定の要件を満たした場合、申出により法人の代表者の住所を登記簿から省略することが可能となる予定である。いずれにせよ、特に経営基盤が弱い中小企業においては、運用の開始時点においてはレピュテーションリスクと個人の特定リスクについて懸念があることは間違いなく、仮名化に配慮すべき場面が生じることが想定される。

一方、法人の名称については、その名称が公開されることで、裁判事例の累積を容易にし、特に消費者事件の解決に役立つことが期待され、消費者事件での消費者保護の立場からは公開が望ましいと考えられる。法人の名称について、事後的な措置で仮名化处理を行うことが困難であり、また、仮名化处理で保護すべき法人とそうでない法人の線引きは困難であるから、全て公開するか全て仮名化するかの二択になると考えられる。

法人の名称公開によって得られる利益と不利益を比較衡量した場合に、今般の制度の趣旨等に鑑みても、非公開とする積極的な根拠はないと言わざるを得ない。別途、法人のレピュテーションリスクについては、今後の二次利用等における検討課題とすべきである。

（６）仮名処理基準の策定及び運用に当たっての留意事項

＜意見の要旨＞

情報管理機関の裁量において仮名処理の有無を判断できる場合を設けること、情報管理機関において柔軟に仮名処理基準や運用の在り方を変更することに賛成する。

＜理由＞

デフォルト・ルールとしての仮名処理基準は画一的なものとしつつ、歴史上の人物の氏名等、明らかに仮名化の対象外として問題が生じないものについては、情報管理機関の裁量によって仮名化の対象外とすることが望ましいと考える。制度の運用が開始される以前に完全な仮名処理基準を設けることは不可能であるため、十分な検討を行いながら情報管理機関に裁量を持たせ、かつ、柔軟に仮名処理基準とその運用を見直すことができる体制を構築することが重要である。

３ 民事裁判情報の提供や利活用の在り方

（１）情報管理機関による民事裁判情報の提供方法等

アについて

＜意見の要旨＞

賛成する。

＜理由＞

本文の提案は、制度目的に資する。なお、本文の前提として、裁判所から関連情報も併せて情報管理機関に提供するルールとしなければならない、裁判所内においても、それらの情報が民事判決情報と併せて整理されていなければならないはずである。裁判所内のシステムの

問題となろうが、スムーズな情報提供が可能となるシステムの構築を期待する。

イ及びウについて

＜意見の要旨＞

賛成する。

＜理由＞

民事裁判情報のデータベース化は民事裁判のIT化とともに国策として行うべきとの考えに基づき、本文にもあるように民事裁判情報が公共財としての側面を有するのであれば、国費を投入することも考えられるが、提供される価値に応じた費用を利用者側で負担する方針に異論はない。

エについて

＜意見の要旨＞

賛成する。

＜理由＞

判決情報について、一定の網羅性が担保される方法による提供が必要なことは言うまでもないが、利用者に提供される情報量が増え、利用者の負担が大きなものになると、実際の利用者が限られるおそれがある。より限定した範囲での提供が可能となれば、利用者が軽負担で利用できる可能性があり、リーガルテック分野のますますの発展に資すると考える。

（２）提供の対象とする民事裁判情報等について

特段の意見なし。

（３）訴訟関係者の同意を取得する必要はないことについて

特段の意見なし。

（４）提供の在り方について

ア～ウについて

＜意見の要旨＞

賛成する。

＜理由＞

方針に異論はないが、仮名化のみならず、関連情報の付加、情報漏洩等に関する安全管理措置等の様々な手当を行えば、費用がかさみ、これが利用料に転嫁されると利用自体がしにくくなることも考えられることから、随時の見直し、再検討をすべきであるとする。

エについて

＜意見の要旨＞

賛成する。

＜理由＞

方針に異論はないが、利用者によっては、データベース化された全件の判決情報までは必要とせず、全件データベース化の利益を受けないあるいは受ける必要のない者もいる。公共財である以上、そのような者が民事判決情報のデータベース化による利益を、過度な費用負担なく適切に享受するために、一件ずつあるいは特定の事件類型のみ提供を希望する者に対しても、民事判決情報を提供できる仕組みを早期に導入することを検討すべきである。

（５）情報管理機関が自ら民事裁判情報を利用する場合の留意点について

特段の意見なし。

４ 民事裁判情報の管理の在り方

＜意見の要旨＞

賛成する。

＜理由＞

民事裁判情報は、いわゆる個人情報保護法に定める個人情報のみならず、より広く訴訟関係者の権利利益に関わる情報が含まれるものであるから、情報管理機関に安全管理措置等が求められることは当然と言える。

なお、情報処理機関が、仮名処理前の民事裁判情報を消去した後に、利用者から民事裁判情報が電子裁判書の内容と異なっている旨の指摘を受けた場合に、必要な是正を行うための前提となる情報が裁判所における民事裁判記録ないし国立公文書館にしか保存されていないこととなるため、その是正のために必要な法整備や費用については留意する必要があるものとする（４（１）エオ）。

５ 事後的な措置等の在り方

（１）情報管理機関が行うべき事後的な措置等

＜意見の要旨＞

情報管理機関が、事後的な措置を行うに当たり、申出内容の調査・検討を行うための必要な体制整備として、情報管理機関において加工処理前の情報を一定期間保有する制度を設けるべきである。

＜理由＞

民事判決情報につき、仮名化処理の基準に適合していない旨の申出等が出された場合は、例えば、仮名化された当事者が特定され、当該人物の社会的信用への影響、生命身体の侵害可能性等が現に発生する等、迅速な対応が求められる場面が想起されるためである。

（２）仮名処理に関する事後的な措置について

特段の意見なし。

（３）事後的な措置を行うために必要となる体制の整備等について

特段の意見なし。

6 情報管理機関に対する監督等の在り方

<意見の要旨>

賛成する。

<理由>

情報管理機関の指定などにより、その適格性を担保するために監督官庁による監督を求めることには合理的な理由があると言えるが、監督官庁による監督が形式的なものにとどまることがないよう留意し、情報管理機関における業務執行の透明化が図られることが望ましい。

なお、情報管理機関に対する監督は、司法制度と密接な関係にあり、裁判所や裁判手続に関する専門性が深く、かつ、行政機関においても中立的であることが求められ、国民の司法システムに対する信頼を構築するという目的において、法務省が監督官庁としてこれを行うことが適切と考える（6（4））。